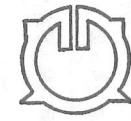


発行所
山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17



横芝
広報

横芝

横芝町の人口と世帯

(7月1日現在)

人口	13,184 (+20)
男	6,426 (+10)
女	6,758 (+10)
世帯	3,317 (+16)

()内は前月比

国勢調査

五年に一度の十月一日 今回は十六項目を調査

いよいよこの十月一日には全国いっせいに国勢調査が実施されます。そこで、国勢調査についてのあらましをお知らせします。

一、調査について

従来は、世帯が書いた調査票をもとに、調査員がマークシート型式の調査個票を作成し、それを光学式読取装置という機械にかけてその記入内容を読み取っていました。

今回は、それを一本化して一枚のマークシート型式の調査票(大きさはA四版の四名連記)に、世帯で直接マークしてもらおう部分と調査員がマークする部分に分けた調査票です。

こうしたのは、マークの記入方法が容易になって、誰でも簡単に記入できるようになったためです。今回の調査に使用する調査票には、必ず「黒鉛筆」を用い、また「男女の別」のように答をどちらかに選ぶ場合は、その枠内に世帯が自から横一本線のマークを記入します。

「出生の年月」の年と月や通勤通学の「従業地又は通学地」が他の市町村である場合の市町村名の

ように、答を数字又は文字で記入する事項については、従来どおり調査員がマークを記入します。

二、調査票の取扱いについて

今回、住民の皆様にご記入をお願いします調査票は、直接そのまま読取り機械にかけるため、汚したり、折ったり、丸めたり、裏面にこはんつぶなどを絶対につけないよう取扱いに十分注意して下さい。

三、調査項目について
今回の調査項目は、次の十六項目で、ごく簡単な基本的事項だけに限って調査されます。

- 世帯員各人に関する事項
- (一)氏名 (二)世帯主との続柄
- (三)男女の別 (四)出生の年月
- (五)配偶の関係(未婚、有配偶などの別) (六)国籍 (七)就業状態(就業者・通学者・家事などの別) (八)従業上の地位(自営業主・雇業者など) (九)所属の事業所の名称及び事業の種類
- (十)仕事の種類 (十一)従業地又は通学地
- 世帯に関する事項
- (十二)世帯の種類(一般の世帯か単身者の世帯かなどの別) (十三)世帯人員 (十四)住居の種類(持ち家

借家、間借りなどの別) (十五)世帯が使用する居室室数 (十六)世帯が使用する居室の畳数
四調査の方法について
調査員が、調査日の一週間前、つまり九月二十四日から三十日までの間に、受持ち調査区内の各家庭に「調査票」の用紙と記入例を配布し、皆様に記入をお願いいたします。つぎに十月一日から五日までの間に調査員が、再び各世帯を訪問して、記入済みの調査票を集めにまいります。

五秘密の保持について
調査票に記入された内容は統計資料を作るために使うのであって皆様が記入された調査票が、課税資料などの目的に利用されることではなく秘密は厳重に守られますので、安心して正しい申告をお願いします。

戦没者の遺族に 二十万円の国債

終戦から三十周年を迎え、国は戦没者の遺族の皆さんに改めて弔慰の意を表わすため、特別弔慰金として二十万円(十年償還無利子国債)を支給することになりました。

支給の対象は日華時変(昭和十

二年七月七日)以後に公務上又は勤務に関連して傷病にかかり、死亡した軍人・軍属・準軍属の遺族で、昭和五十年四月一日現在、その戦没者について公務扶助料・遺族年金等を受ける権利者がいない者となっております。

また、今回の特別弔慰金を受けられる遺族の範囲及び順位は次のようになっていきます。

①遺族援護法による弔慰金(40年以降に三万円の特別弔慰金を受給もしくは請求権者)を受給したものの

②弔慰金受給者が昭和五十年四月一日において死亡している場合は④戦没者の子 ⑤戦没者と生前同一生計にあった父母・孫・

祖父母・兄弟姉妹 ⑥戦没者と生前同一生計になかった父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順でその先順位のものとなっております。

また、特別弔慰金国債は、昭和五十一年六月十五日から十年に分けて償還されます。一回の償還額は二万円になります。

この請求は五十三年三月三十一日を過ぎると時効により請求することが出来なくなります。尚、詳しくは、役場福祉保健課におたずね下さい。

交通災害共済

年額七百二十円

切八月三十一日